

大谷口一丁目周辺地区

不燃化特区

瓦版

平成27年6月

第8号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

不燃化特区事業 助成金交付制度

より使いやすく、改正しました！

平成27年4月、「不燃化特区事業 助成金交付制度」の要綱が一部改正され、老朽建築物の除却や建替えの助成がより単純明快になり、ご活用いただきやすくなりました。

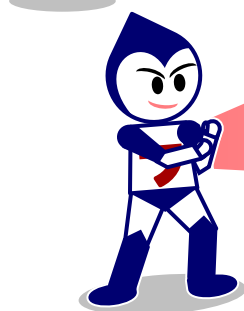


ポイント1
除却で助成！

ポイント3
計算単純化！



改正ポイントの
具体的な内容については、
裏面をご覧ください。



ポイント2
建替えで助成！

今回は
日曜日の
開催です



不燃化特区事業助成金

要綱改正に伴う説明会を開催します！

日時：平成27年6月21日(日) 14時～15時30分

場所：大谷口地域センター 3階 洋室B

主要内容：不燃化特区事業 助成金交付制度の改正内容について
～改正ポイントを分かりやすく解説します～

● 改正ポイント1：除却で助成！

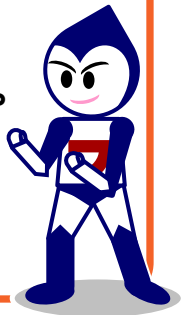
- ・用途を問わず、老朽建築物であれば、除却費用を助成できるようになりました。

改正前、住宅の用途に限定していた建物用途を撤廃し、以下の①～③に該当する老朽建築物を全部除却すれば、除却費用の助成が受けられるようになりました。

- ①主要構造部が木造
- ②耐火建築物、準耐火建築物、簡易耐火建築物以外の構造
- ③耐用年限（木造モルタル：20年、木造：22年）の2/3を経過したもの

- ・老朽建築物の除却だけでも、除却費用を助成できるようになりました。

改正前、除却だけの助成要件としては、「緊急に除却が必要」な老朽建築物に限定していましたが、改正後は老朽建築物の除却であれば建替え計画の有無は問いません。



● 改正ポイント2：建替えで助成！

- ・用途を問わず、老朽建築物の建替えであれば、設計費等の費用を助成できるようになりました。

改正前、助成の対象となる老朽建築物の建替えについては、戸建て住宅もしくはアパートやマンションなどの共同住宅の用途に限られていましたが、これら用途の制限を撤廃しました。

● 改正ポイント3：計算単純化！（戸建て建替えの場合）

- ・戸建て建替えによる設計費等の助成金額の計算方法がシンプルに！
区長が定める額を床面積に応じて助成します。（助成限度額100万円）

改正前、戸建て住宅の建替えに対しては、設計および工事監理に要する費用の45%（助成限度額100万円）としていました。

改正後は、住宅に限らず戸建て建替えの場合、区長が定める額を地上1～3階の床面積の合計に応じた助成となりました。



6月21日の説明会で、分かりやすく解説します！

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ

〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目66番1号

電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437

E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

